

向き制度の説明及び対象産品の掘り起こしを行った。

取組の結果、「特産松阪牛」及び「西尾の抹茶」の2産品が登録となった。

知的財産総合相談窓口において、事業者等からの地理的表示（GI）保護制度及び種苗制度等に関する相談への対応を行った。

タ 花きの新規需要創出に向けた取組

花きの生産・流通・小売関係団体等で構成する「東海地域花き普及・振興協議会」と連携して、「夏休み親子花育セミナー」を管内2か所の花き市場で開催し、親子で花の生産流通の学習、せり体験、フラワーアレンジメントや寄せ植え体験を通じ、花とふれあう花育活動を行った。

チ 農業生産基盤の整備

農業競争力強化や国土強靱化に資する農業生産基盤の整備を推進した。管内の国営事業では、平成28年度は、国営施設応急対策事業「宮川用水地区」に着手し、「青蓮寺用水地区」と合わせて2地区、国営施設機能保全事業2地区（中勢用水、尾張西部）及び国営総合農地防災事業2地区（新濃尾（二期）、矢作川総合第二期）の計6地区で基幹的な農業水利施設の整備や大規模地震対策を実施した。

ツ 東日本大震災への取組

甚大な被害を受けた農地・農業用施設の復旧を応援するため、平成28年度は福島県楢葉町に24人月の技術職員を派遣した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、地方公共団体、大学教授、消費者代表、農業関係団体等と幅広く意見交換を行った。

また、管内各県、市町村、農業関係団体と意見交換会等を開催した。

(5) 広報活動

管内農業の動向、農政施策の普及浸透を図るため、「東海食料・農業・農村情勢報告」や各種統計資料を公表し、管内の農業・農村に関する施策や動向を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関等への情報発信

報道関係者との連携強化に向けた取組として、プレスリリースの発信（54回）、記者へのレクチャー（2回）、報道関係者現地調査（2回）を実施し、報道関係者に迅速かつ丁寧な情報提供及び農業施策に関する意見交換等を行った。

イ Webサイト等による情報の受発信

東海農政局Webサイトにより、農林水産省として提供すべき重要施策の情報や東海農政局の取組等の

情報の発信を行ったほか、Webサイトを通じて寄せられた照会等に対し担当各部課等と連携し、速やかに対応した。

政策情報誌「食・農びつくあつぷ」を定期的に12回発行し、Webサイトへも掲載した。

東海農政局メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月2回、臨時号及び特別号をあわせて、計25回発行した。平成28年度末の読者数は5,276人となった。

5 近畿農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成28年度の近畿管内の経済情勢は、緩やかに回復した。

個人消費は、上半期では百貨店などで一部弱さが見られたものの、下期に入り百貨店やコンビニエンスストアの販売が堅調であったほか、乗用車の新車販売登録台数が好調となるなど緩やかに回復した。

設備投資は、非製造業においては、卸売等が前年を下回ったものの、建設、情報通信などが上回ったことから、全体としては前年を上回った。製造業においては、情報通信機械などが前年を下回ったものの、輸送用機械、電気機械、化学などが前年を上回ったことから、全体で前年を上回る結果となった。

生産活動は、年度を通して緩やかに回復した。特に1-3月期では、建設機械、自動車向け電子部品の増加から、約8年半ぶりの高水準となり、改善の動きがみられた。

雇用情勢については、有効求人倍率は、36か月連続で1倍を超え、42年ぶりの高水準で推移し、緩やかに上昇した。新規求人倍率は増加傾向にあり、完全失業率も低水準で推移するなど、雇用情勢は着実に改善している。

イ 農業経営

平成28年の個別経営（農業生産物の販売を目的とする農業経営体）1経営体当たりの農業粗収益は336万8千円で、前年に比べ22万4千円（7.1%）増加した。

一方、農業経営費は230万5千円で、前年に比べ8万2千円（3.7%）増加した。

この結果、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は106万3千円となり、前年に比べ14万2千円（15.4%）増加した。

また、農外所得は147万8千円、年金等の収入は

226万1千円となり、農業所得に、農外所得及び年金等の収入を加えた総所得は480万4千円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成28年産水稲の作付面積（子実用）は10万4,500haで、前年産に比べ1,300ha減少した。

10a当たり収量は、全もみ数が、兵庫県は「やや少ない」となったものの、その他の府県で「平年並み」から「やや多い」、登熟が、滋賀県及び兵庫県は「やや良」、その他の府県で「平年並み」となったことから、前年産に比べ8kg増加の516kgとなった。

以上の結果、収穫量（子実用）は、53万8,700tとなり、前年産に比べ1,500t増加した。

また、農家等が使用しているふるい目幅ベースの作況指数は102となった。

イ 野菜

平成28年産指定野菜14品目のうち11品目（平成27年産主産県調査：だいこん、ばれいしょ、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト）の作付面積は1万2,700haで、前年産に比べ100ha（0.8%）減少した。

収穫量は39万5,200tで、前年産に比べ1万2,400t（3.0%）減少した。

ウ 果樹

平成28年産果樹の栽培面積は2万7,100haで、前年産に比べ400ha（1.5%）減少した。

うち、みかんの主産県（大阪、兵庫、和歌山）における結果樹面積は8,050haで、前年産に比べ130ha（1.6%）減少した。収穫量は17万6,500tで、平成26年産（隔年結果が顕著であることから26年産と比較）に比べ13,000t（6.9%）減少した。

かきの主産県（奈良、和歌山）における結果樹面積は4,410haで、前年産に比べ70ha（1.6%）減少した。収穫量は8万700tで、前年産に比べ400t（0.5%）減少した。

うめの主産県（奈良、和歌山）における結果樹面積は5,400haで、前年産に比べ50ha（0.9%）減少した。収穫量は6万2,200tで、前年産に比べ2,800t（4.3%）減少した。

エ 畜産

平成29年2月1日現在における乳用牛の飼養頭数は2万5,800頭で、前年に比べ1,300頭（4.8%）減少した。

肉用牛は8万3,100頭で、前年に比べ1,900頭（2.3%）増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

米の消費拡大の取組

(ア) 米を中心とする食生活の普及

学校給食に係る取組として、引き続き政府備蓄米交付制度の周知と制度の活用を働きかけるとともに、消費者の部屋において米・米粉についてのパネル展示と資料配布を行った。

(イ) 米粉食品の普及に向けた取組

全国に先駆けて平成14年に設立した「近畿米粉食品普及推進協議会」と連携し、「米粉まつり2016「食物アレルギーと米粉」～米粉の活用～」を開催し、シンポジウム、米粉料理教室を実施した。

また、米粉利用技術の普及に向けた取組として、「米粉を使った給食メニュー普及のための調理講習会」と「米粉パン等製造技術講習会」を開催した。

イ 食の安全と消費者の信頼確保

(ア) 消費者行政の展開

消費者等から消費者相談窓口寄せられた相談件数は136件であった。

また、「消費者の部屋」を庁舎内外で32回実施したほか、小学生と保護者を対象に7月28日～29日にかけて「夏休み親子見学デー」を開催し、二日間で306名が来場した。

さらに、食の安全や消費者の信頼確保のため、消費者等への正確でわかりやすい情報提供に努め、意見交換会等を15回開催した。

(イ) 食品表示の監視体制の強化

農林水産消費安全技術センター等との連携の下、JAS法及び食品表示法に基づき、食品表示について一般調査等を実施した。

「食品表示110番」に寄せられた情報等566件のうち、疑義情報として取り扱う情報については、立入検査等を行った。

(ウ) 米穀の適正流通確保に向けた取組

食糧法遵守事項省令に基づき、用途限定米穀（新規需要米・加工用米等）の出荷販売事業者及び需要者等に対し、主食用等への横流れ防止を重点課題として巡回立入検査を、農産物検査法に基づき、管内の登録検査機関及び農産物検査を行う検査場所に巡回立入調査を実施した。

また、食品としての安全性を欠く米穀等の流通を防止し、米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、広く国民から情報を受け付ける「米穀流通監視相談窓口」を設置し、問い合わせや情報提供に対応した。

- (エ) トレーサビリティ制度の推進による消費者の信頼確保
牛トレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、生産段階については、耳標の装着や各種届出の状況等について立入検査等を実施し、耳標の装着等が不十分な管理者に対して指導を行った。流通段階では、食肉販売業者等に対して、個体識別番号の表示・伝達の状況や帳簿の備付けについて立入検査等及びDNA鑑定用の牛肉サンプルの採取を実施し、個体識別番号の表示・伝達等が不十分な業者に対して指導を行った。
また、米トレーサビリティ法に基づき、取引等の記録の作成・保存及び消費者等に対する産地情報伝達の履行状況確認のため、米穀事業者への巡回立入検査を実施し、違反する事実を確認した場合には指導等を行った。
- (オ) 農産物の安全性の確保
生産過程における農産物の安全性の確保のため、農薬の使用及び残留実態調査や、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づくヒ素及びび毒の実態調査を実施した。
- (カ) 重要家畜伝染病発生への対応
管内における高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、防疫実務演習、防疫机上演習等を実施した。
- ウ 食育の推進
- (ア) 農林水産業への理解促進の取組
教育現場において食育指導者等の育成と若い世代の食や農林水産業への関心を高めるため、モデルケースとして3大学及び3保育園と連携した稲のプランター栽培等に取り組んだ。
また、今後の保育園等における農産物の栽培体験の取組拡大のため、「保育園等における野菜栽培&米栽培体験成果発表会」を開催するとともに、米栽培体験の取組内容をまとめた冊子を作成し、管内関係者へ配布した。
- (イ) 「和食」を未来につなぐ取組
子ども達に和食を継承するため、和食における「だし」の重要性について意見交換等を行う「和食の継承について考える交流会」を開催した。
また、管内の和食給食に取り組む保育園の協力の下、「だし」を活用したレシピ集を作成し、和食給食普及・拡大となるよう管内関係者へ配布した。
- (ロ) 未来につなぐ食育倶楽部の取組
食育実践者が様々な課題に対して連携して活動することを目指した「未来につなぐ食育倶楽部」において、シンポジウムや実践者等交流会を開催するとともに、Webサイトを開設し、食育情報を発信した。
- エ 農業の持続的発展に向けた取組
- (ア) 人と農地の問題を解決するための取組
- a 人・農地プランの作成状況
平成29年3月末現在における「人・農地プラン」の作成状況を見ると、プラン作成予定の市町村数は158になり、そのうち既にプラン作成に至った地区のある市町村は99%の157市町村となった。
- b 新規就農対策の推進
平成28年度の管内の新規就農者数(44歳以下)は643人で前年度の725人よりも11.3%減少した。出身者別にみると、農家出身者が31.9%、非農家出身者が68.1%となっており、非農家出身者の割合が全体の3分の2を占める。経営類型別にみると、野菜、果樹、水稲作への参入が多く、また、就農形態別では農業法人等への雇用就農者は堅調に増加しており、新規就農者の約5割を占めた。
- c 農地の利用集積の推進
担い手への農地集積・集約化を進めるため、平成26年度に府県段階に農地中間管理機構が設置された。
管内における平成28年度末の担い手に対する集積面積は6万5,188ha(前年度に比べ3,263haの増加)、集積率(耕地面積に占める集積面積の割合)は28.9%(前年度に比べ1.7ポイントの増加)となった。
また、28年度における農地中間管理機構の借入面積は2,058ha、転貸面積は1,886ha(うち新規集積面積682ha)の実績となった。
- (イ) 米の需給調整に関する取組
米政策の見直しは、平成30年産から行政による生産数量目標の配分に頼らず、農業者が国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、自らの経営判断で需要に応じた生産が行える環境整備を整えて行くこととされた。
近畿農政局では、平成30年産を見据え、生産数量目標の達成に向け更なる取組が必要な地域を重点地域として位置付け、府県農業再生協議会と積極的に意見交換を行うとともに、各県域拠点を中心に各地域農業再生協議会と一体となって、新規需要米の取組を推進した。この結果、平成28年度の管内における新規需要米のうち、飼料用米の作付面積は1,320ha(前年度比31.5%増加)、稲発酵粗飼料用稲は1,133ha(同9.5%増加)、米粉用

米は106ha（同6.0%増加）となるなど、需要に応じた生産が行われた。

(7) 経営所得安定対策等の推進

a 畑作物の直接支払交付金

平成28年度の支払状況は、支払件数は1,789件（前年度比99.8%）で、交付金額は、43億6千万円（同97.4%）となった。

b 米・畑作物の収入減少影響緩和対策

平成28年産の支払状況は、支払件数は3,559件（前年度比94.6%）で、補てん総額（国費と農業者拠出の計）は8億4千万円（同53.5%）となった。

c 水田活用の直接支払交付金

平成28年度の支払状況は、交付件数は3万9,421件（前年度比97%）で、交付金額は118億2千万円（同103.7%）となった。

d 米の直接支払交付金

平成28年度の支払状況は、支払件数は9万5,315件（前年度比99.5%）で、交付金額は46億7千万円（同99.5%）となった。

(8) 多面的機能支払の推進

地域共同で農地・農業用水等の地域資源を効果的に保全する活動を支援する「農地維持支払」に対する管内での取組状況は、管内全体では活動組織数4,153、取組面積12万haとなり、府県別割合をみると、滋賀31%、京都13%、兵庫42%の3府県で管内の86%を占め、活動組織数でもこの3府県で84%を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、管内全体では65%となり、府県別でみると、滋賀73%、京都68%、兵庫82%となった。取組面積を地目別でみると水田が88%を占めた。

水路、農道等の施設の軽微な補修、農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動を支援する「資源向上支払（共同活動）」に対する管内での取組状況は、管内全体では活動組織数3,677、取組面積11万haとなり、滋賀、京都、兵庫の3府県で管内の91%を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、59%となった。取組面積を地目別でみると水田が92%を占めた。

また、施設の長寿命化のための補修・更新の取組を支援する「資源向上支払（長寿命化）」に対する管内での取組状況は、管内全体では活動組織数2,364、取組面積6万7千haとなり、管内全体に占める府県別割合をみると、兵庫が59%、京都が22%を占めた。

取組面積の農振農用地に占める割合は、36%となった。取組面積を地目別でみると水田が91%を占めた。

(9) 環境保全型農業直接支払交付金の推進

環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対して支援する環境保全型農業直接支払交付金の支払状況は、実施面積で2万433ha（前年度比114%）となっており、全国の24%を占めている。

(10) 鳥獣被害対策の推進

鳥獣による農作物被害は、営農意欲の衰退をもたらすなど農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えており、狩猟免許所持者の減少・高齢化が進む中、被害対策の担い手の確保と広域的な地域の連携による取組が重要となっている。

近畿農政局では、市町村等に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金により捕獲体制の整備、侵入防止柵の設置及び食肉加工処理施設等の設置を支援するとともに、対策の担い手となる鳥獣被害対策実施隊の設置について働きかけを行った。

その結果、28年10月時点では、105市町村（被害防止計画策定市町村の66%）において鳥獣被害対策実施隊が設置された。

また、南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会（京都、兵庫、大阪）や宇陀・名張地域鳥獣被害防止広域対策協議会（奈良、三重）では、府県域を越えた広域的な連携が図られている。

(11) 耕作放棄地解消の取組

優良農地や多様な農業者の確保と作付拡大を通じた不作付地の解消・耕地利用率の向上を図るため、平成28年度は耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して13haの耕作放棄地を再生した。

(12) 中山間地域等直接支払制度の推進

管内全体では、中山間地域等において、農用地を維持し多面的機能の確保を図るため2,112の協定が締結され、交付面積は2万4,893haで、地目別内訳は、田が1万3,992ha、畑が1万846ha、草草が1ha、採草放牧地が54haとなった。

対象農用地面積に占める交付面積の割合は61.6%となった。

オ 農業の高付加価値化等の推進

(1) 6次産業化・農商工連携の推進

近畿地域における6次産業化や農商工連携を推進するため、管内2府4県において説明会等を開催し、「6次産業化ネットワーク活動交付金」や「6次産業化サポート事業」、「農林漁業成長産業化ファンド」などの支援策を説明するとともに、

6次産業化の推進に関する意見や要望の把握に努めた。

また、6次産業化等の取組の裾野を広げるため、農林漁業者団体や関係機関等で組織する「近畿産業連携ネットワーク連絡会議」として、交流会や意見交換会を開催し、農林漁業者と企業等の異業種との連携を推進した。

さらに、近畿産業連携ネットワーク連絡会議の構成員や近畿管内で6次産業化の取組を応援し、実践する部隊である近畿農業・農村6次産業化倶楽部員に対し、メールマガジンやフェイスブックを通じて農林漁業者と企業とのマッチングやイベント等に関する情報を定期的に提供した。

こうした取組もあり、管内の六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、平成29年3月末現在で364件となった。

また、管内の農工商等連携促進法に基づく連携事業計画の認定件数は、平成29年3月末現在で85件となった。

(イ) 地理的表示（GI）保護制度の推進

農林水産分野における知的財産の活用や地理的表示（GI）保護制度の取組推進を行うため、農業者団体や弁理士等の関係者を対象に研修会や説明会を開催した。

また、登録生産者団体に対し、品質管理体制の確認を行った。

平成29年3月末現在、近畿農政局管内では、兵庫県の「但馬牛」及び「神戸ビーフ」、奈良県の「三輪素麺」の3産品が登録済みとなっている。

(ロ) 地産地消の推進

優秀な取組を広く公表することにより、地産地消の取組を推進するため、「みんなではぐむ地産地消！」講演と併せて、「地産地消等優良活動表彰及び地産地消給食等メニューコンテスト表彰式」を開催し、近畿農政局長賞を計9団体に授与した。

(ハ) 農林水産物・食品の輸出促進

平成28年度は、関西の経済界や行政等との共催による第6回「食」輸出セミナー&情報交換会、2016関西の食を世界に広めるマルシェの実施や農政局主催の輸出セミナー&情報交換会の開催を通じ、輸出促進に取り組む事業者への情報提供や情報収集を行った。

輸出促進関係の補助事業については、平成28年度輸出に取り組む事業者向け対策事業に関西・食・輸出推進事業協同組合と日本手延素麺協同組合連合会の管内2団体の事業が採択され、産地間連

携等による海外での販路開拓や取扱品目に関する海外マーケットの調査に取り組んだ。

また、近畿農政局（大阪府拠点、兵庫県拠点を含む）では、平成23年3月の原発事故を受けて、諸外国等の求めに応じ発行している輸出証明書を2万775件発行した。

カ 地域資源を活かした農村の振興・活性化

(7) 再生可能エネルギーの推進

a バイオマス利活用の推進

平成21年に施行されたバイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進計画（以下「地域推進計画」という。）については、平成26年度に兵庫県篠山市で策定され、平成29年2月までに地域推進計画等を公表した市町村は37市町村となっている。

一方、「バイオマス事業化戦略」（平成24年9月策定）で提示された、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築推進に向け、平成29年2月9日に大阪市で近畿バイオマス活用推進連絡会議を開催し、関係府省等の連携強化を図るとともに、近畿経済産業局と共催で、近畿地域におけるバイオマス産業都市の構築を一層加速させることを目的として、平成29年3月8日に大阪市でセミナー等を開催した。

b 再生可能エネルギー導入の推進

近畿農政局は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」、に関して必要な情報提供や助言等を行う相談窓口を設置するとともに、府県、市町村及び関係者等への説明会を開催するなど、制度の周知活動を行った。

また、農山漁村における再生可能エネルギー普及に関する意見交換会を、平成28年8月9日に京都府北部地域の市町を対象に宮津市で、平成28年11月29日に滋賀県の市町を対象に大津市で開催し、参加市町村での取組状況の紹介及び意見交換を行った。

再生可能エネルギーの導入促進においては、農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業を5件実施した。

(イ) インバウンドの推進

近畿地域は、歴史に育まれた食文化や国内屈指の観光拠点を有し、インバウンドの増大が期待される地域であることから、農業者・農業生産法人等と関係業界が連携しつつ、インバウンド需要を

地域に取り込むための以下の取組を推進した。

a 推進協議会等の開催

農業者・農業生産法人、関係業界等をメンバーとする「近畿の食と農インバウンド推進協議会」を27年度に設置し、協議会構成員間の情報交換を図ることを目的に、29年3月に推進協議会を開催した。

b 先駆的取組現地ツアー・意見交換会の開催

7月と12月に兵庫県内と和歌山県内の先駆的な取組を行っている団体等を訪れ、意見交換、交流を行った。

c 先駆的事例の調査

先駆的事例を調査、収集して紹介するとともに、うち57事例については、英訳し、Webサイトや冊子により、情報発信を行った。

d 英語版パンフレット「QRCodeMAP」の作成

先駆的事例をスマートフォンなどで英訳したWebサイトに簡単にアクセスできるよう、QRコードを付けた英語版のパンフレット「QRCodeMAP」を作成した。

e 優良事例の表彰

「食」と「農」の魅力の結びつけなど関係者が一体となって訪日外国人の増加を農林水産業や地域創生に結びつけている優良な取組を行っている7団体等を表彰した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、関西経済界との懇談会等に参加するとともに、管内各府県部長との意見交換会等を開催し、幅広く意見交換を行った。

(5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告や各種統計調査結果、食に関する情報等を公表(81回)するとともに、Webサイトによる政策情報、統計情報、イベント等の開催情報の提供と問い合わせに対する受付・回答を行った。

また、「近畿農政局アグリレター(メールマガジン)」を月2回、紙媒体の「新鮮mini情報」を毎月発行し、農政の動きやイベント情報等のタイムリーな情報発信に努めた。

6 中国四国農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成28年度の中国・四国地域の経済を主要項目別にみると、生産活動は、中国地域では、一部に弱さ

が見られるものの、引き続き持ち直している、四国地域では、持ち直しの動きに足跡が見られた。

個人消費については、中国地域では、緩やかに回復している、四国地域でも、緩やかに持ち直していると改善の動きがみられた。

また、雇用情勢は、中国地域では、着実に改善しており、人手不足感が広がっている、四国地域でも、改善しているとの動きがみられた。

イ 農業経営

平成28年の個別経営(農業生産物の販売を目的とする農業経営体1経営体当たり)の状況を全国農業地域別で見ると、農業粗収益は中国地域が321万円(対前年比104.0%)、四国地域が433万6千円(同100.5%)、農業経営費は中国地域が217万7千円(同105.8%)、四国地域が285万5千円(同94.2%)となった。

この結果、農業所得は中国地域が103万3千円(同100.3%)、四国地域が148万1千円(同115.4%)となった。

総所得は中国地域が453万8千円、四国地域が462万2千円となった。

農業依存度(事業等の所得に占める農業所得の割合)は、中国地域が47.5%、四国地域が56.7%となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成28年産水稻の作付面積(子実用)は15万6,900haで、前年産に比べ3,400ha(2%)減少した。

10a当たり収量は、7月から8月にかけて天候に恵まれたこと等から515kg(作況指数102)となった。全国農業地域別にみると中国地域は526kg(作況指数102)、四国地域は492kg(作況指数102)であった。

このため、収穫量は80万7,800tとなり、前年産に比べ2万1,100t(3%)増加した。

イ 麦

平成28年産4麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)の子実用作付面積は1万200haで、前年産に比べ210ha(2%)増加した。

10a当たり収量は、小麦が242kg、二条大麦は267kg、六条大麦は149kg、はだか麦が202kgであった。

このため、収穫量は2万4,100tとなり、前年産に比べ1,000t(4%)減少した。

ウ 野菜

平成28年産指定野菜14品目のうち、ねぎの作付面積は2,480haで、前年産に比べ40ha(2%)減少した。収穫量は3万8,400tで、前年産に比べ1,700t

(4%) 減少した。

平成28年産トマトの作付面積は1,050haで、前年産並みとなった。収穫量は4万7,700tで、前年産に比べ1,400t(3%)増加した。

エ 果樹

平成28年産みかんの主産県(広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)計の結果樹面積は1万900haで、前年産に比べ200ha(2%)減少した。収穫量は19万3,000tで、前年産に比べ1,600t(1%)減少した。

平成28年産日本なしの主産県(鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県)計の結果樹面積は1,450haで、前年産に比べ30ha(2%)減少した。収穫量は2万9,900tで、前年産に比べ1,500t(5%)増加した。

平成28年産ぶどうの主産県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県)計の結果樹面積は2,060haで、前年産並みとなった。収穫量は2万3,500tで、前年産に比べ1,800t(7%)減少した。

オ 花き

平成28年産花きは全国調査年であり、作付(収穫)面積は、切り花類が1,530ha、鉢もの類が81ha、花壇用苗もの類が153haであった。

カ 畜産

平成29年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は、1,100戸で、前年に比べ60戸(5.2%)減少し、飼養頭数は6万2,800頭で、前年に比べ2,000頭(3.1%)減少した。1戸当たり飼養頭数は57.1頭で、前年に比べ1.2頭(2.1%)増加した。

肉用牛の飼養戸数は3,560戸で、前年に比べ140戸(3.8%)減少し、飼養頭数は17万7,000頭で、前年に比べ800頭(0.5%)増加した。1戸当たり飼養頭数は49.7頭で、前年に比べ2.1頭(4.4%)増加した。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の現状

平成27年度の管内各県の食料自給率のカロリーベース(概算値)は、4県(鳥取県63%、島根県65%、徳島県42%、高知県47%)が全国平均(39%)を上回り、1県(愛媛県39%)が全国平均と同じである一方、4県(岡山県36%、広島県23%、山口県32%、香川県34%)が下回っている。

また、生産額ベース(概算値)では、上記4県に加え香川県、愛媛県も全国平均(66%)を上回る(鳥取県119%、島根県95%、徳島県130%、香川県89%、愛媛県110%、高知県156%)一方、3県(岡山県61%、広島県38%、山口県42%)が下回っている。

イ 地域との対話等農業施策への理解を深める取組

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで5年後、10年後の展望が描けない地域が増えている中、集落、地域において徹底した話し合いを行い、人と農地の問題を解決するための将来の設計図となる「人・農地プラン」の作成を平成24年度から推進している。また、平成26年度から農地中間管理事業が稼働を開始し、プランの作成に係る話し合いは農地中間管理事業を推進する上でも重要な取組となっている。

このため、プランの作成を一層推進するべく、中国四国農政局の職員が地域の話し合いの場等に出向き、各種施策の説明や意見交換等を行った。

中国四国管内のプランの作成予定数は195市町村2,183プランとなっており、平成29年3月末時点で192市町村2,171プラン(99.5%)が作成済みとなっている。

合わせて、作成済みプランの見直しも推進し、平成27年度までに作成された192市町村2,109プランのうち、159市町村1,376プラン(65.2%)について見直しが行われた。

ウ 意欲ある多様な農業者の育成・確保

管内における認定農業者数は、平成28年3月末現在で2万252(うち法人2,530)経営体と全国24万6,085(うち法人2万532)経営体の8.2%を占めており、主業農家に占める割合は、全国が70.0%であるのに対し、中国・四国地域は64.1%と低い状況にある。

中山間地域が大宗を占める中国・四国地域においては、小規模経営で高齢農家が多く、個別経営体による利用集積が困難であることから、集落営農の取組が盛んである。

また、農業経営の法人化は、経営の明確化、取引上の信用力の向上等、経営上のメリットが大きく、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けて有効であり、平成29年1月1日現在の中国・四国地域における農地所有適格法人数は2,126法人となっている。

さらに、平成21年12月15日に改正農地法が施行され、参入区域の制限が撤廃されたことに伴い、貸借であれば、一般法人であっても全国どこでも参入可能となった。

その結果、改正農地法の施行後、平成28年12月末現在、中国四国地域で新たに474法人が農地を借受け農業経営に参入している。

新規就農者は、平成19年までは600人前後で推移していたが、近年、雇用就農が目目されたことにより平成27年は1,368人となっている。その内訳をみると、雇用就農者が629人、新規参入者が340人、経営

継承者が285人、親元就農者等が114人となっている。

エ 経営所得安定対策等

平成28年度の支払件数は、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）が1,876件で前年度と比べ86件の増加、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）が2,753件で前年度と比べ2,203件の減少、水田活用の直接支払交付金が6万1,157件で前年度と比べ4,819件の減少、米の直接支払交付金が13万9,541件で前年度と比べ5,183件の減少となった。

畑作物の直接支払交付金の支払数量は、麦が1万9,200t、大豆が2,908t、そばが207t、なたねが8tとなっており、大豆以外の作物は前年度の支払数量を下回った。

水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）の支払面積は3万3,700haで、前年度と比べ1,227ha増加した。

米の直接支払交付金加入者の支払面積は8万9,999haで、前年度と比べ1,128ha減少した。

支払金額は、畑作物の直接支払交付金が29.1億円、収入減少影響緩和交付金が4.1億円、水田活用の直接支払交付金が201.0億円、米の直接支払交付金が67.5億円となった。

オ 米の需給調整に関する取組

(7) 米の需給調整

米政策の見直しについては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日閣議決定）において、平成30年産を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、各産地が主体的に作付けを判断し需要に応じた生産が行われるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むこととされた。

中国四国農政局では、平成30年産を見据え、貴重な生産装置である水田のフル活用を図り、食料自給率・自給力の向上を図ることが重要であることから、農政局及び各領域拠点担当者が直接出向き、県、農業者団体、市町村、農業法人協会会員等に対し、需要のある麦・大豆・飼料用米など主食用以外の作物の本作化や、収益性の高い野菜等への転換の推進を行った。

その結果、平成28年産において、いずれの県でも生産者や集荷業者が自主的に何をどう作付するのか判断し、麦、大豆の二毛作による水田のフル活用や、飼料用米、稲発酵粗飼料などへの作付転換が進み、管内全体では2年連続で超過作付が解消された。

(1) 米粉の利用拡大の取組

中国四国農政局では、米粉利用の更なる普及・

定着を図るため、米粉関連団体等により構成される中国四国米粉食品普及推進協議会と連携してダイレクトに米粉食品取扱事業者の意見を把握し、Eメールを活用した情報提供及び各種の普及啓発事業等を行った。

具体的には、米粉食品取扱事業者を対象に米粉新規食品素材の技術・特徴に関する講演会を岡山県（6月47名）で開催した。また、学校給食関係者を対象に学校給食に活用できる米粉の大量調理を紹介するための調理実習を含む講習会を岡山県（8月19名）で開催した。さらに、パティシエ等を対象に米ゲル等の食品添加物代替利用促進講習会を広島県で開催（11月31名）したほか、米粉食品の機能性及び販売戦略セミナーを香川県（2月23名）で開催した。また、メールマガジン「ココねっと通信」により米粉関連情報を8回配信（購読者数：約3,500名）した。

カ 日本型直接支払制度

(7) 多面的機能支払制度の推進

平成27年度から多面的機能支払制度を含む日本型直接支払制度が法律に基づいた安定的な制度として、地域の共同活動を支援することとなり、農地、水路及び農道の基礎的保全活動に4,573組織が14万5千haで取り組まれ対象農地の41%をカバー、地域資源の長寿命化を図る共同活動には2,139組織が8万7千haで取り組まれている。

中国四国農政局では、多面的機能支払により優良な取組を行っている組織を対象に農政局長表彰を実施しており、平成28年度はYAWATAシャングリラプラン（島根県松江市）及び円城広域組織（岡山県吉備中央町）の2組織が最優秀賞を受賞した。

また、平成29年1月に、「多面的機能支払中国四国シンポジウムin晴れの国おかやま」を開催し、地域の優良な取組及び先進的な広域化の取組の紹介を行うなど、活動組織の情報共有と、対策の普及・啓発を図った。

(1) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等の条件不利農地において、担い手の育成等による農業生産活動の継続による多面的機能を確保することを目的に、国民の理解の下に中山間地域等直接支払交付金を交付している。

第4期対策が平成27年度に開始されており、管内9県の実施状況は、市町村促進計画を作成した178市町村の97%に当たる173市町村、協定数7,874協定、交付面積8万8,707haで交付金が交付され、農業生産活動等を行うことにより適正な農用地の維持・管理が行われている。

また、中国四国農政局では、中山間地域等直接支払により優良な取組を行っている集落協定を対象に農政局長表彰を行っており、平成28年度は景浦、中畑、野稻原、中村集落協定（4協定）（広島県広島市）、高野地集落協定（愛媛県八幡浜市）が最優秀賞を受賞した。また、島根県浜田市の弥栄自治区集落営農連携協議会が広域連携の取組が評価され特別賞を受賞した。

(ウ) 環境保全型農業直接支払制度の推進

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、平成23年度から、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う環境保全型農業直接支払交付金の交付を行っている。

平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として環境にやさしい農業に取り組む農業者団体等に対する支援となり、管内における平成28年度の実施面積は、4,047ha（対前年比109%）となった。

また、中国四国農政局では、環境保全型農業直接支払交付金の優良な取組に対する農政局長表彰を平成27年度に創設し、平成28年度は、株式会社恵（広島県世羅町）及び農事組合法人宇津木農産（山口県山口市）の2組織が最優秀賞を受賞した。

キ 都市と農山漁村の共生・対流

(7) 農山漁村振興交付金の推進

農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光、教育、福祉等に活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村集落が存続に向けて集落間の連携を図る取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等、農山漁村の活性化及び自立と発展を推進するため、地域での取組を行う42実施主体に対して、関係省庁と連携しながら、農山漁村振興交付金を直接交付し支援を行った。

また、山村の活性化を図るため、山村の地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援するため、13実施主体に対して農山漁村振興交付金（山村活性化対策）を交付し支援を行った。

(イ) 農福連携の推進

岡山地域での農業分野における障がい者の雇用を促進するため、福祉、保健、労働、農業の各部

局が連携した横断的な取組及び取組支援を行う組織として、「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」（事務局：中国四国農政局）が平成21年に発足し、また、中国・四国地域の農業分野における障がい者雇用の促進を図るため、農業関係者、福祉関係者、行政機関等を主な会員とした「中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク」の運営を平成25年に開始した。

平成29年1月には、農業分野における障がいのある人の雇用への理解を深めるため、「農福連携推進セミナー」を開催した。

ク 農業生産基盤の整備等の状況

(7) 農業の生産基盤の整備

中国四国管内は、耕地面積の72.5%が水田であり、30a程度以上の区画整備済面積の割合は42.6%、50a以上の区画整備済面積の割合は4.8%となっている（平成27年）。

平成28年度は、中国四国管内で国営かんがい排水事業5地区〔益田地区（島根県）、吉井川地区、小阪部川地区、（以上岡山県）、香川用水二期地区（香川県）、南予用水地区（愛媛県）〕、国営総合農地防災事業2地区〔吉野川下流域地区、那賀川地区（以上、徳島県）〕、直轄地すべり対策事業1地区〔高瀬地区（高知県）〕及び国営緊急農地再編整備事業2地区〔南周防地区（山口県）、道前平野地区（愛媛県）〕において事業実施した。

また、中国四国農政局では、国営土地改良事業地区において、生産技術や農業経営の面から創意・工夫を凝らした意欲的な営農を行って、事業の推進に功績のあった方々を対象に表彰し、その業績を広く紹介することで、国営土地改良事業の円滑な推進を目的に農政局長表彰を実施しており、平成28年度は国営かんがい排水事業「東伯地区」の1個人、国営農業用水再編対策事業「斐伊川沿岸地区」の1組織が受賞した。

(イ) 耕作放棄地再生利用緊急対策の推進

耕作放棄地を再生利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総括的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」を平成21年度より実施している。

平成28年度には、42市町村で、耕作放棄地の再生作業（42ha）や土壌改良、施設の整備、営農再開が取り組まれた。

中国四国農政局では、管内全9県及び15市町村に対し、対策全般の内容説明や取組要請活動を実施した。

また、地域に出向き聞き取り調査を行い、地域の実情に即した効果的な取組ができるよう、取組主体別にとりまとめた事例集・逆引きマニュアルを作成・更新し、県・市町村・地域協議会等に配布した。

ケ 鳥獣被害防止対策の推進

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を作成した市町村は、平成28年10月末現在で、196市町村である。

また、被害防止対策を地域ぐるみでより効果的かつ効率的に実施するために設置を推進している「鳥獣被害対策実施隊」は、平成28年10月末現在で、管内全市町村の約8割にあたる165市町村で設置された。

中国四国農政局では、効果的な被害防止対策の普及・拡大を目的として、中国地域と四国地域に設置している「野生鳥獣対策ネットワーク」の現地検討会や中国四国地域鳥獣被害対策優良活動表彰の取組を通じて、工夫した取組事例や新技術等についての情報共有や意見交換を行った。

コ 食の安全及び消費者の信頼確保の取組

(7) コミュニケーションの円滑な推進等

消費者の信頼確保、食や農林水産業への理解増進及び食と農の結びつきの強化を図るため、鳥取県、高知県、山口県、島根県、岡山県、愛媛県、広島県において「食の安全と消費者の信頼確保」等をテーマに、消費者団体等との意見交換会を開催するとともに、管内消費者団体等に対し、食の安全等に係る情報の提供を行った。

また、消費者等に食の安全や食料自給率、農業・農村に関する事項について、正しい情報を分かりやすく提供する「食と農の知っ得講座」を管内で14回（延べ約400人）開催した。

(1) 食品表示の適正化

a 表示状況の監視

小売店舗や中間流通業者等における食品表示の状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回して食品表示法等に基づく調査を実施した。

また、商品を買上げ、DNA分析等の科学的手法を用いて品種や産地が表示内容と一致しているか確認を行った。

さらに、食品の偽装表示や不適正な食品表示に関する情報等の受付窓口である「食品表示110番」等を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けた。

これら各種の調査や一般消費者等からの情報提供により表示違反の疑いが生じたときは、立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合には食品表示法等に基づく措置（指導21件）を行った。

b 関係機関との連携

中国四国地域における食品表示関係行政機関等が互いに情報・意見交換を行うため、平成20年5月に発足した「中国四国地域食品表示監視連絡会議」を開催した。また、国土交通省中国運輸局及び四国運輸局の参加を得て「食品表示法及び農林物資の規格化等に関する法律と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」を開催するなど、国の関係機関との情報・意見交換を行った。各県段階でも「食品表示監視協議会」を開催し、県警本部を含む関係機関との連携強化、情報の共有化を推進した。

(ウ) 農畜水産物の安全確保に向けた取組

a 農薬等の使用状況の調査点検等

農薬や飼料添加物などの適正使用を推進するため、生産者に対する農薬の使用状況等調査、家畜飼養農家に対する飼料使用状況等調査、並びに養殖漁家に対する水産用医薬品使用状況等の調査を通じた点検・指導を実施した。

b 特定家畜伝染病への対応

高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合に、迅速かつ的確に防疫作業支援等の初動対応が行えるよう、緊急連絡及び防疫作業支援について体制を整備するとともに、勤務時間外緊急連絡訓練及び防疫作業支援者派遣訓練を実施した。また、職員等を対象に特定家畜伝染病防疫講習会を開催し、家畜防疫の基礎知識の習得や防護服の脱着訓練を実施した。

c 牛トレーサビリティ制度の適切な運営

BSE（牛海綿状脳症）のまん延防止と牛肉に対する消費者の信頼を確保するため、牛の飼養者と畜者、牛肉の販売業者等に対して巡回調査等を行い、市販等されている国産牛肉のDNA鑑定を行うとともに、鑑定結果を踏まえた検査・指導を実施し、本制度の適切な運営に努めた。

(エ) 米穀の適正流通確保に向けた取組

米穀の適正流通確保のため、米トレーサビリティ法、食糧法及び農産物検査法に基づき、米穀事業者、用途限定米穀取扱業者及び登録検査機関等に対し立入検査等を実施し、違反が確認された場合は指導を行った。

このうち、平成28年度は米トレーサビリティ法

に基づく措置（指導46件）を行った。

また、米トレーサビリティ制度の普及・啓発の取組の一環として、岡山県内の高校4校を対象に制度の認知度向上の取組を行うことにより、高校生が自ら販売実習・イベント等で消費者ヘリーフレットを配布するなど、高校と連携し本制度の周知を行った。

サ 食育の推進

平成28年3月に作成された「第3次食育推進基本計画」に基づき、食育への関心を高め、実践の和を広げるために、和食文化の保護・継承につなげる講演や食育実践者を参集しての意見交換を行う「食育交流会」を開催（2回）した。

「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の推進、正しい食生活に関する意識の啓発を目的に、大学生を対象に食事バランスガイドの実践体験及び食生活に関するアンケート調査を管内4校（373名）で実施した。

また、農林水産業についての知識や理解を深めるため、卒業後、子供たちの教育に携わる学生を対象にした農業体験交流会（2回）を支援した。

「中国四国食育ネットワーク」の会報誌を7回発行するとともに、会員のイベント情報や食育に関する情報などについてメールマガジン等の発信を行った（平成29年3月末会員数：204団体）。

シ 食べて応援しよう！の取組

東日本大震災の復興・復旧に向け被災地の食品を食べることで支援するため、農政局及び合同庁舎内関係機関の職員等を対象に、福島県産の米、りんごの販売斡旋を行った。

ス 農林水産物・食品の輸出促進の取組

管内の地方公共団体、農業関係団体、水産業関係団体、食品産業関係団体、経済団体、ジェトロ等関係機関、各省地方支分部局で構成する中国四国地域農林水産物等輸出促進協議会の活動を通じ、農林水産物・食品の輸出促進取組等に係る関連情報の共有や意見交換等を行った。

また、食品事業者、農林漁業者、関係団体、行政機関等を対象に「食品衛生管理の実践から生まれる新たなビジネスチャンス～HACCP義務化への対応と海外展開に向けて～」をテーマとするセミナーを開催し、講演の他、HACCPを活用した輸出取組事例の紹介を行った。

加えて、当局に設置する輸出相談窓口には、輸出に取り組む事業者や自治体等から、台湾が要求する輸入規制、輸出に関する手続き、検疫関係、輸出先国情報の入手手段、補助事業等国の支援策及び輸出

先国が求める残留農薬基準等多数の相談が寄せられ、関係機関と連携して迅速・的確な対応に努めた。

セ 6次産業化の推進

6次産業化の推進に当たっては、中国四国農政局及び県域拠点に相談窓口を設置するとともに、県6次産業化担当者及び県サポート機関、支援人材等と連携し、地域の6次産業化の取組に対する総合的なサポートを行った。

また、農林漁業成長産業化ファンドの積極的な活用に向け、中国・四国地域のサブファンドを訪問し意見交換を行うとともに、ファンド事例集の作成を行った。

六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」は、平成28年度14件の認定を行い、累計269件となっている。また、「研究開発・成果利用事業計画」は、累計2件となっている。

「総合化事業計画」認定事業者のPR・フォローアップを図っていくため、その事業内容・商品等を紹介した事例集を作成した。

農林漁業と他産業との新たな連携については、中国、四国各経済産業局との共催により、広島市と高松市において「6次産業化・農商工連携フォーラム」を開催し、6次産業化・農商工連携の更なる推進を図った。

また、「中国・四国地域産業連携ネットワーク」（平成29年3月31日現在、会員数423名）の活動として、HACCP導入をテーマとするセミナーを開催し、6次産業化の推進とネットワーク活動の強化を図るとともに、6次産業化や農商工等連携に関するイベント・補助事業等の情報提供を行った。

ソ 地理的表示保護制度の推進等

地理的表示保護制度の活用促進に向け、各県1産品以上の登録を目指し、同制度の活用を検討している地域（団体）等に対して制度説明や登録への働きかけを行うことにより、登録候補産品の掘り起こしを行った。

その結果、中国・四国地域では、平成28年10月12日に「下関ふく」（山口県）、同年12月7日に「連島ごぼう」（岡山県）が登録された。

また、平成27年度地理的表示登録団体に対して、品質管理体制の検査を行った。

タ バイオマス活用の推進

バイオマス活用の推進を図るため、バイオマス産業都市構想の策定等に向けて、県、市町村及び関係者に対して補助事業等の情報提供を行った。

その結果、山口県宇部市が、構想策定のための委員会開催、事業実現可能性調査等を行うための補助

事業対象者となり、次年度の産業都市選定を目指すこととなった。

なお、平成25年度から平成27年度までに中国・四国地域の7市町村においてバイオマス産業都市が選定されている。

チ 再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギー活用の推進を図るため、平成26年5月に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（以下「再エネ法」という。）に関して、必要な情報提供や助言等を行った。

また、再エネ法の活用状況を把握するため、全市町村を対象に行ったアンケート結果を基に、再エネ法に関心のある市町村を対象にして周知活動を行ったほか、市町村基本計画の策定の推進に向けた意見交換会を徳島県、岡山県及び香川県の3か所で開催した。

この結果、平成28年度には、鳥取県岩美町、徳島県徳島市、阿南市、愛媛県宇和島市で市町村基本計画が策定された。

(4) 関係機関との連携強化

昨年度、県庁所在地等に配置された各県域拠点及び本局各部・室は地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行った。

また、局長又は次長が現地に出向き、地域の声を聞きながら一緒に考え、施策に活かしていく「一日農政局」（4回）を開催するとともに、中国四国農政局又は県域拠点の幹部職員が管内の大学に出向き、次代を担う大学生に中国四国地域の農業の現状等を説明（34回）するなど、各般の取組を実施した。

(5) 広報活動

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、「中国四国食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、「NewsLetter」を始めとする広報誌やパンフレットを発行し、多様な広報活動を行った。

ア インターネットの活用

中国四国農政局Webサイトは、東日本大震災情報への窓口をはじめ、「人・農地プラン」、「農山漁村の6次産業化」や「攻めの農林水産業」の実現に向けた新たな政策の概要等の重要施策を中心に、イベントの紹介や統計情報について迅速な情報の発信・更新に努めた。

中国四国農政局メールマガジンは、「中国四国あぐりレター」を毎月5日、20日に発刊（25回）し、

約5千5百人に配信している。また、あわせて、「中国四国米粉利用推進ネットワーク（ココねっと通信）」（8回）、「中国四国食育ネットワークメールマガジン」（15回）の各メールマガジンを配信した。

イ 報道機関への情報提供

管内9県の主要な報道機関に対し、プレスリリース及び記者レクを実施し、迅速な情報提供を行った。

また、報道機関との連携を強化するため、担当記者（岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県）及び報道責任者（岡山県、広島県）とそれぞれ意見交換会を開催した。

ウ 消費者の部屋

中国四国農政局の「消費者の部屋」では、局内関係部（室）及び管内関係機関の協力により、農林水産業に関する幅広いテーマを取り上げた展示（18回）を行い、消費者に情報提供を行った。

さらに、より多くの消費者に情報提供を行うために、管内の各種イベント会場及び地方公共団体のコミュニティ施設や図書館等において「移動消費者の部屋」を開設（18回）した。

7 九州農政局

(1) 熊本地震

ア 熊本地震の発生

平成28年4月14日21時26分、熊本県熊本地方の深さ11kmで、マグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で最大震度7を観測した。平成28年4月16日1時25分には、同地方の深さ12kmで、マグニチュード7.3の地震が発生し、熊本県益城町、西原村で最大震度7を観測。平成28年4月14日以降、熊本県熊本地方、阿蘇地方、大分県中部にかけて広い範囲で地震活動が活発となり、平成28年4月15日、気象庁は、この熊本県から大分県にかけての一連の地震活動を「平成28年熊本地震」（以下、「熊本地震」という）と命名した。平成29年4月14日の熊本県の発表では、全壊8,640棟を含む約19万棟の住家が被害に見舞われ、避難者は最大で熊本県民の約1割に相当する18万人を超えた。発災当初は、ガスや水道のライフラインが停止し、鉄道や高速道路も使用できない状況が続き、食品スーパーの休業も重なり、人々の生活に大きな支障をきたし、特に、熊本市から阿蘇市へ通じる主要道路は、山腹の崩壊により通行不能となり、観光を主要とする経済活動に多大な影響を及ぼした。

隣接する大分県においても、港や道路、水道施設

に被害が発生し、最大時の避難者数は1万人を超えた。

農業、製造業、観光業をはじめとする地域経済や公共施設等の被害は広範囲におよび、農林水産省が平成29年4月10日付けで公表した農林水産関連の被害額は、九州7県を合わせて1,794億円となっている。

九州農政局は発災当日から「熊本地震災害対策本部」を設置し、農業関係のダムやため池、農地・農業用施設、カンントリーエレベーター等共同利用施設や卸売市場などの被害状況の把握を進め、熊本県庁内に設置された県の災害対策本部には、設置当初から継続して九州農政局職員を派遣し、被害状況の把握など県と連携して取組んだ。

また、平成28年5月19日からは、「九州農政局熊本地震復興推進本部」へ名称を変更し、被災者や被災地に寄り添い、復興に向けた支援事業を進めている。

イ 復旧・復興への支援

政府は、本震災を平成28年4月25日に激甚災害に指定することを閣議決定し、農地等の災害復旧事業の補助率の嵩上げを行った。

また、被災された農林漁業者の方々が一瞬も早く経営再建に取り組めるよう、平成28年5月9日及び5月18日に「平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策」を公表し、九州農政局では、支援内容を早期に広く周知するため、ポスターやリーフレットを作成・配布し、また、NHKテレビ放送の画面テロップに支援対策を掲載した。

さらに、平成28年度補正予算(第1号)により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用を平成28年5月31日から7月26日の間に4回閣議決定をおこなった(うち、農林水産省所管は170億4千万円)。

農作物については、九州では1万箇所以上の農地で地割れや法面の損壊が確認され、水田の被害は約5,800haにのぼり、水田では水稲作付に間に合うように応急工事が行われ、このうち、水稲が作付けできなかった約1,000haでは大豆や飼料作物、そば等へ作付転換が図られ、何も作付けできなかった面積は約200haにとどまった。

また、用水路が損壊し、水稲の作付けが出来ない水田では、平成28年熊本地震対応産地支援事業を活用して、大規模生産法人を中心に大豆等への作付転換が行われた。なお、大豆の種子を円滑に確保するために、食用大豆からの転用が行われた。

そのような中、新たに集落営農を結成し、大豆生産の取組を進めて、水田活用の直接支払交付金(10

a 当たり3万5千円)、畑作物の直接支払交付金(面積支払(10a当たり2万円))、生産量に応じて交付される数量払を活用して、従来の農家所得を確保した地域もあった。

農業協同組合が所有している農業用の共同利用施設では、205件で被災が確認され、その被害額は約101億円となった。

これらの施設では、農林水産業共同利用施設災害復旧事業及び平成28年熊本地震被災施設整備等対策事業(強い農業づくり交付金)を活用して、施設の復旧や機能の集約が図られている。具体的には、被害が甚大であったカンントリーエレベーターを解体・撤去して、別の施設へ機能を集約し荷受の効率化等を図る地域があった。

また、被災したライスセンターを、大豆や飼料用米の専用施設へ改修する地域や、複数のライスセンターを廃止して、新たにカンントリーエレベーターを設置し、穀物の品質向上を目指す計画をした地域もあった。このほか、農作物出荷の円滑化を図るために必要となった掛増し経費や、一時的に機能を回復させる簡易修繕等についても、支援事業が活用されている。

被災した米の保管施設については、物流の合理化及び品質向上を図る観点から、複数の施設を再編し、米の集出荷を行う広域の物流拠点として、7千t規模の品質向上物流合理化施設を整備することが決定された。建設予定地は高速道路へのアクセスが良く、フレキシブルコンテナ(コンテナバッグ)による大ロット流通が拡大することで、物流の合理化により流通経費の削減が期待される。施設は、地震の横揺れに対応できる倒壊防止対策を導入するなど安全面にも配慮されている。

農地・農業用施設については、農地で1万箇所以上、ため池や水路、農道、農地海岸などの農業用施設でも5千箇所以上で被害が確認された(平成29年4月10日、農林水産省)。

農地海岸復旧工事については、農地海岸のうち、有明海及び八代海に面した12海岸が被災した。このうち、7海岸については「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、平成28年5月13日に熊本県知事から九州農政局長に対し特定災害復旧等海岸工事の施行(直轄代行)の要請がなされ、国が復旧を行うこととした。平成28年6月に緊急応急工事を実施し、同年12月には復旧工事に着手し、平成29年度には3海岸、平成30年度には4海岸の復旧完了に向けて事業を行ってのる。

二次災害の防止対策については、布田川・日奈久

断層帯周辺にはため池が多く設置されており、その多くで堤体や取水施設が被災した。この時期は水稲作業の代かき前であり、ため池が満水状態であったことから、施設損傷の進行による二次災害防止のため、水位を低下させること、堤体へのブルーシート設置等を指導した。発災直後の平成28年4月16日から国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の専門家や農政局地質官・査定官等がため池を調査し、被害の状況を県、市町村に報告した。

また、用排水のため九州農政局土地改良技術事務所の災害応急用ポンプを延べ28台貸し出した。東北農政局から借り受けた移動式ポンプ車は、被災ため池の排水を行うとともに、水田冠水地区の排水にも用いるなど、その機動性を発揮した。

さらに、震度5以上を観測した地域の地すべり防止区域2か所及び地すべり危険地21か所については、農政局地質官が調査を行い、土砂災害の状況を熊本県に報告を行った。

被災農地の創造的復興として、大規模な地割れや陥没が発生している農地・農業用施設など、特に被害が大規模で復旧に高度な技術を要する箇所については、通常は市町村等が行う工事を県が主体となって復旧が進められている。

具体的には、熊本県が掲げる「創造的復興」の取組として、秋津地区(熊本市、益城町)189ha、阿蘇谷地区(阿蘇市)68ha、乙ヶ瀬地区(南阿蘇村)26haで農地の区画拡大と併せた農地集積や農地の汎用化など、生産性向上による農家の所得向上に向けた整備が進められている。

国から市町村への技術的支援状況については、甚大な被害を受けた農地・農業用施設の災害復旧に関する業務について絶対的な人員不足に陥ったことから、農政局農業土木技術者が、国営菊池台地地区等の被害調査、応急工事の指導等を行い、早期の営農再開に向けた支援を行った。被災状況の把握、早期復旧に必要な調査、技術的指導・助言、災害査定設計書の作成指導、工事発注等を支援するため、全国から国、県、市町村、土地改良事業団体連合会の農業土木技術者83人(平成29年3月末までに延べ約6,960人日)が熊本県下13市町村に対し支援を行った。

また、熊本地震の発生が水稲作付前かつ梅雨期前であったことから、水稲作付に間に合うよう、早期の災害復旧を図るために、災害査定を待たずに応急工事に着手できる「査定前着工制度」の積極的な活用について通知を発出し、現地指導や市町村との打合せを行った。また、早期着手のために応急工事に関する手続きの簡略化を図った。この結果、148箇

所(約1万2,000ha)で応急工事が行われ、営農を再開することが出来た。

被災農業用施設の復旧については、熊本地震により、用水路が大きな被害を受けた阿蘇市の旧阿蘇町では、稲の作付時期が迫る中、約2,100haの水田において用水の供給が行えず、主要作物である水稲の作付けが出来ない恐れが生じた。同地域は阿蘇地域農地・水・環境保全管理協定を締結し、多面的機能支払交付金を活用して農地や水路の保全管理を行っていることから、同制度を活用し、用水路の水漏れ防止のための土嚢(どのお)の設置や地震により切断された水路の仮接続を行うなど、用水から水田へ水を供給するための応急処置を最優先に取り組んだ。この結果、平成28年5月中旬から下旬にかけて、延べ約700名の作業参加者を得て水路の応急復旧作業が実施され、1,600ha程度の水田において水稲の作付けが可能となった。

営農再開については、被災農業者向け経営体育成支援事業を発動して、熊本地震により被害を受けた農業者が所有する農産物の生産に必要な農業用倉庫・畜舎、農業用機械等の再建・修繕に対して支援を行い、平成29年3月現在で4,382経営体に対して支援を行うことを決定し、支援額は事業費で約372億円、国費約164億円となった。

(2) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

九州経済の動向をみると、平成28年度の鉱工業生産指数(平成22年基準)は、科学・石油石灰製品工業や金属製品工業などで前年に比べ低下したものの、普通乗用車等の輸送機械工業や半導体集積回路等の電子部品・デバイス工業、半導体製造装置等のはん用・生産用・業務用機械工業が上昇したことから、前年比で生産が4.3%増加した。

雇用情勢は、人材確保に向けた意欲的な動きから、有効求人倍率が引き続き上昇し続けるなど、改善している。

個人消費は、4月に発生した熊本地震の影響で、店舗の休業やインバウンド客の減少等により前半は低調であったが、復興需要などで持ち直しの動きがみられた。

イ 農業産出額

平成28年の九州の農業産出額(都道府県別推計)は、1兆8,204億円で、米、みかん、肉用牛等の価格が上昇したことから、前年に比べ663億円(3.8%)増加した。

全国の農業産出額(都道府県別の合計)に占める九州の割合は19.6%となっている。

ウ 農業経営

平成28年の九州における1経営体当たり農業所得を営農類型別にみると、水田作経営で60万8千円(前年比115.8%)、畑作経営で196万6千円(同119.2%)、露地野菜作経営で173万7千円(同97.0%)、施設野菜作経営で677万7千円(同95.0%)、果樹作経営で232万円(同118.3%)、酪農経営で1,382万9千円(同155.6%)、肉用牛経営で735万9千円(同156.4%)となった。

(3) 農業生産の動向

ア 水稻

平成28年産水稻の作付面積(子実用)は、前年産に比べ5,000ha減少し16万5,700ha(前年産対比97%)となった。

収穫量(子実用)は、台風の通過、秋雨前線に伴う風雨及び日照不足の影響があったものの、前年産の作柄が悪かったことから83万9,700t(同102%)となった。

このうち、早期栽培水稻は、宮崎県で、日照不足の影響で穂数が少なかったこと、鹿児島県で、登熟前半の日照不足及び風雨や登熟期後半の高温、一部地域でいもち病の拡大が影響し、登熟がやや不良だったことから、作柄は「やや不良」となった。

普通栽培水稻は、全もみ数が梅雨明け以降、高温・多照で経過したことにより「多い」ないし「平年並み」となり、登熟は9月上旬以降、日照不足で影響したこと、台風の通過及び秋雨前線に伴う風雨による倒伏等があったため「平年並み」ないし「やや不良」となり、作柄は「やや良」ないし「平年並み」となった。

この結果、水稻の10a当たり収量は507kg、作況指数101となった。

なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量(主食用)は81万7,500tとなった。

イ 麦

平成28年産4麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)の作付面積(子実用)は、前年産に比べ600ha増加し5万6,600ha(前年産対比101%)となった。

収穫量は、前年産に比べ1万1,000t減少し14万1,300t(同93%)となった。

ウ 大豆

平成28年産大豆の作付面積(乾燥子実)は、前年産に比べ300ha増加し2万2,200ha(前年産対比101%)となった。

収穫量は、前年産に比べ400t減少し3万t(同99%)となった。

エ かんしょ

平成28年産かんしょの主産県(熊本県、宮崎県、鹿児島県)計の作付面積は、前年産に比べ300ha減少し1万6,600ha(前年産対比98%)となった。

収穫量は、前年産に比べ3万3,900t増加し43万7,800t(同108%)となった。

なお、全国に占める九州(主産県)の作付面積割合は約46%となっている。

オ 野菜

平成28年産指定野菜(14品目)のうち、12品目(主産県調査:キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう、レタス)の作付面積は4万5,400ha(前年産対比99%)となった。

また、収穫量は146万7,000t(同94%)、出荷量は130万t(同94%)となった。

カ 果樹

平成28年産みかんの結果樹面積は、前年産に比べ200ha減少し1万3,100ha(前年産対比98%)となった。

収穫量は、前年産に比べ6,400t増加し23万8,500t(同103%)となった。

平成28年産くりの主産県(熊本県、大分県、宮崎県)計の結果樹面積は、前年産に比べ140ha減少し3,880ha(同97%)となった。

収穫量は、前年産に比べ1,150t増加し3,160t(同157%)となった。

平成28年産日本なしの主産県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県)計の結果樹面積は、前年産に比べ40ha減少し1,600ha(同98%)となった。

収穫量は、前年産に比べ2,400t増加し2万7,700t(同109%)となった。

キ 茶

平成28年産茶の主産県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県)計の摘採面積は、前年産に比べ300ha減少し1万3,000ha(前年産対比98%)となった。

荒茶生産量は、前年産に比べ2,200t増加し3万3,500t(同107%)となった。

ク 畜産

平成29年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は、前年に比べ40戸減少し1,620戸(前年対比97.6%)、飼養頭数は前年に比べ3,200頭減少し10万7,000頭(同97.1%)となった。

肉用牛の飼養戸数は、前年に比べ700戸減少し2万2,000戸(同96.9%)、飼養頭数は前年に比べ6,000頭増加し88万9,700頭(同100.7%)となった。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 「人・農地プラン」の推進

我が国の農業・農村は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など人と農地の問題に直面しており、5年後、10年後の将来展望が描けない地域が増えている。

このような中、平成24年度から各地域のひとと農地の問題を解決するため、集落・地域の関係者による徹底的な話し合いが行われ「人・農地プラン」の作成が各地で進められており、29年3月末現在で、228市町村の2,897地域（作成予定地域の96.7%）でプランが作成された。

また、26年度から開始された農地中間管理事業は、制度の周知が進み、27年度の農地中間管理機構の借受面積は1万2,766ha（累計1万4,209ha）、転貸面積は1万2,738ha（累計1万4,165ha）となった。

イ 担い手の確保

平成29年3月末現在の認定農業者数は4万7,449経営体（うち法人4,427経営体）で、全国24万2,304経営体の20%を占めている。

平成29年2月1日現在の集落営農数は2,478となり、前年に比べ32減少した。このうち、法人の集落営農数は120増加して673（前年比122%）となり、集落営農数全体の27%を占めている。

農業経営の法人化は、経営の明確化や信用力の向上等を背景に増加傾向にあり、平成28年12月末現在の農地所有適格法人数は3,023法人となっている。

また、一般法人についても、平成28年12月末現在で227法人が計481haの農地を借受けて農業経営を行っており、貸借による参入が可能となった21年改正農地法の効果が着実に現れている。

ウ 経営所得安定対策等の取組

平成28年度経営所得安定対策等の交付金支払件数は、15万4,149件となり、27年度の支払件数に比べ5,927件の減少となった。

経営形態別にみると、個人15万1,143件（前年度比96.2%）、法人1,726件（同112.2%）、集落営農1,280件（同90.9%）となり、法人で増加し、個人と集落営農で減少した。

畑作物の直接支払交付金は、平成27年産から認定農業者等の担い手を対象に規模要件を課さずに実施しており、支払数量は、麦が11万8,257t、大豆が2万7,815t、そばが592t、なたねが90tとなった。

米の直接支払交付金の支払面積は、12万139ha（10a控除前）で3,258haの減少（同97.4%）となった。

水田活用の直接支払交付金の支払面積は、麦が5万4,669haで661ha（同101.2%）、大豆が2万972ha

で272ha（同101.3%）、飼料作物が3万6,926haで1,089ha（同103.0%）、飼料用米が6,595haで707ha（同112.0%）、稲発酵粗飼料（稲WCS）用稲が2万2,823haで1,812ha（同108.6%）と、それぞれ増加となるなど、主食用米からの転換等が進行した。

エ 農畜産物の生産振興及び消費拡大

(ア) 米

平成28年産米については、全県において生産数量目標の面積換算値の範囲内での作付けとなった。また、新規需要米の取組計画の認定面積は3万54haで27年産に比べ2,412ha（9%）の増加となった。このうち、稲発酵粗飼料（稲WCS）用稲は、前年産より1,725ha増加し、全体の76%を占めた。

米の消費拡大に向けた取組については、各種イベントにおいてパネル展示を行い、朝ごはんの習慣化等を推進するとともに、米粉の普及推進の取組として、九州米粉食品普及推進協議会等との連携により、料理人、パティシエ等の食のプロを対象とした米ゲルの食品添加物代替利用促進講習会、消費者及び米粉食品関係者等を対象とした米粉利用拡大セミナー等を開催した。

(イ) 麦

管内各県で開催されている民間流通麦地方連絡協議会（28年7～8月）では、実需者の購入希望数量と生産者の販売予定数量の状況について意見交換を行い、需要に応じた適正な品種構成と単収向上による安定生産を行うことで、需給の逆ミスマッチの是正に向けて努力していくことが話し合われた。

また、九州沖縄農業研究センターで開催された平成28年度九州農業試験研究推進会議水田作推進部会麦技術検討会議（28年9月）では、管内各県における麦の育成品種の検討状況や今後の育種の方向性、麦の低収要因の解明とその対策として基本的な排水対策や適切な追肥の効果、排水性を向上させる逆転ロータリーの紹介等が行われた。

(ウ) 大豆

九州地域の大豆については、近年梅雨時期の長雨による播種の遅れや、収穫期の降雨による品質低下の影響等に伴い収量の減少が続いており、全国的にも単収低下が課題となっている。

このため、適期播種や排水対策をはじめとする基本技術の励行を行い、需要に即した高品質な大豆の安定生産を促すため、管内の生産者団体や各県の大豆生産振興担当者等を対象に大豆栽培技術検討会（28年11月）を福岡県で開催し、収量向上

のための土壌管理や施肥管理の報告や、農研機構九州沖縄農業研究センター筑後拠点において、播種技術の実証ほ場で導入技術の現地調査を行った。

(エ) 野菜・果樹

野菜については、競争力のある生産供給体制の確立等を図ることを目的に、野菜の産地強化計画の策定を推進し、平成29年3月末までに453産地で策定された。

支援事業として、消費者・実需者のニーズに対応した野菜の安定供給体制を構築するため、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設等の整備を支援した。また、集出荷貯蔵施設の再編利用に対して支援するとともに、わが国の施設園芸の生産性向上と野菜等の周年安定供給を図っていくため、高度な環境制御、地域資源エネルギー、雇用型の生産管理により高い生産性を実現する次世代施設園芸の地域展開の取組を支援した。

果樹については、目標や取組を具体的に定めた果樹産地構造改革計画が、平成29年3月末までに91産地で策定された。

これらの取組を支援するため、光センサー等の高性能選果機を導入した集出荷貯蔵施設や加工施設、低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設の導入等への支援を進めた。さらに、優良品目・品種への転換、園地整備等の支援や改植後の未収益期間に対する支援を推進し、果樹農業の経営安定と果実生産出荷の安定化を図った。また、各地域の果樹産地協議会等と農地中間管理機構が連携した担い手への農地集積等を促進するため、九州各県で推進地区を選定し取り組んでいる。

(オ) 花き・茶

花きについては、関係団体で構成する九州花き振興協議会の総会及びシンポジウム等において、花きに関する情報を発信した。また、新たな花きの需要期を創設するため、九州花き振興協議会主催の「いい夫婦の日」(11月22日)と「バレンタインデー」に実施されているイベント「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を協賛し、「大切な人への花にそえる一行メッセージ」を広く募集した。

茶については、消費者ニーズの変化に的確に対応した茶の加工・流通体制の確立に向け、荒茶等の加工施設の整備を支援した。また、茶関係団体等と共にお茶文化振興等のためのイベント「ティーロード茶壺道中」等に取組んでいる。九州農政局では、九州管内の様々な新茶を楽しんでいただ

くキャンペーン「九州の新茶をどうぞ！」(平成28年5月16～20日)を実施した。さらに、茶改植等支援事業で、産地ぐるみで改植等を行った場合の未収益期間及び改植経費に対する支援を実施した。

(カ) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

さとうきびについては、甘味資源作物等産地確立緊急対策事業として、地力増進対策、病害虫防除対策等による生産回復・増産に向けた取組のほか、農業機械等のリース支援を継続的に実施した。

でん粉原料用かんしょについては、高品質でん粉の製造技術等の確立に向けた取組や、かんしょ生産の省力化や安定的な生産体制の確立に向けて収穫機械等のリース導入支援を行った。

(キ) 畜産

近年の畜産・酪農をめぐる情勢は、畜産農家戸数・飼養頭数の減少や生乳生産量の減少など、生産基盤の強化が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、九州農政局は、畜産クラスター事業等により、収益力の向上や生産基盤の強化を図るための管内各県の取組に対し支援を行った。

畜産クラスター事業等の生産基盤強化対策の実施等により、九州では平成22年度から減少傾向で推移していた肉用牛子取り用めす牛の飼料頭数が平成28年から増加に転じたところ。

オ 食育の推進

和食が世界から注目を集める中、その伝統的価値を守り伝えることや、日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上が求められている。このような中、九州農政局では、「つなげよう郷土料理」をテーマとした交流会(28年2月)を開催し、食文化の保護・継承を推進し、郷土料理を若い世代につないでいくための取組や課題、解決策について意見交換を行った。

また、地域において食育活動を行っている団体等のネットワークづくりを支援するため、局Webサイトの中に開設している「食育アイランド九州」において取組の紹介等の情報提供を行った。さらに、農林漁業者等が農林漁業体験活動の機会を提供する教育ファームの取組を推進した。

なお、同ネットワークには28年3月末現在で544の個人・団体が登録・参加している。

カ 農業生産工程管理(GAP)の推進

国産農林水産物の輸出増や国内での販路拡大に向け、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、GAPの普及・拡大に取り組んでお

り、GAP全国キャラバン（29年2月～3月）や九州ブロックGAP推進会議（28年8月、29年2月）で各県、農業団体等への取組拡大への働きかけや各県における指導体制構築と確認体制導入に向けた取組への支援を実施した。

キ 農山漁村の6次産業化の取組

九州での六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の累計認定件数は、平成28年度末で387件となっている。

九州では、6次産業化等に取り組む事業者が、地域の農林水産物を用いて開発した魅力ある商品の販路拡大を図るため、「食の発掘商談会in熊本」を開催した。

また、平成25年2月に発足した農林漁業成長産業化ファンドについては、平成28年度末で管内24件の6次産業化事業体に対して出資事業が行われている。

ク 家畜の伝染性疾病への対応

平成28年12月19日に宮崎県、同月26日に熊本県、平成29年1月24日に宮崎県2例目、2月4日に佐賀県で高病原性鳥インフルエンザが発生した。

九州農政局では、直ちに「九州農政局鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、発生県と連携しながら現場状況の的確な把握や消費者等への正確な情報提供に努めた。また、発生県からの要請に応じて防疫作業支援要員を派遣し、迅速なまん延防止に努めた。

なお、九州農政局においては、派遣可能者リストの作成及び定期的な更新、防疫演習の実施等、迅速な初動及びまん延防止に向けた各県の取組のサポート体制を整備している。

ケ 食品表示の適正化の取組

食品表示・JAS規格及び牛トレーサビリティ制度を担当する職員が日常的に小売店舗等の巡回並びにDNA分析などの科学的分析手法等を活用した調査を行い、違反を確認した事業者に改善指導を行うなど、生鮮食品等の食品表示の適正化に取り組んでいる。

また、食品表示110番を開設し、一般消費者等からの不適正な食品表示に関する情報を受け付け、対象事業者への調査、関係機関への情報回付等の対応を行った。

なお、平成28年度の食品表示110番の受付件数は455件であった。

コ 米穀等の適正流通確保に向けた取組

米穀等の適正な流通を確保するため、米トレーサビリティ法、食糧法及び農産物検査法に基づき米穀事業者等への監視等に取り組んだ。

米飯類を提供する外食事業者に対し、米トレーサ

ビリティ法に基づく巡回立入検査を実施し、違反を確認した事業者に改善指導を行った。また、米トレーサビリティ法のさらなる周知のため、米穀事業者や関係団体等が主催する講習会と連携して、356回、約3万1千人に対し普及・啓発を行った。

新規需要米（米粉用米、飼料用米等）等の用途を限定して生産された米穀の主食用への横流れ防止等のため、生産者等に対し、食糧法に基づく巡回立入検査を実施した。

カ 荒廃農地の現状とその再生に向けた取組

平成28年の荒廃農地は7万3,332haで、このうち、再生利用が可能な荒廃農地は2万931haとなった。

各地域では、耕作放棄地対策協議会等が設置され、荒廃農地の再生に向けた積極的な取組が進められており、この1年間に3,060haの荒廃農地が再生利用された。

キ 多面的機能支払交付金の推進

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための九州における平成28年度末現在の取組状況は、農地維持支払いは4,876活動組織で取組が行われており、取組面積は25万4,043haとなっている。

資源向上活動（共同）は4,024の活動組織で取組面積は22万9,729ha、資源向上活動（長寿命化）は1,952の活動組織で取組面積は13万2,738haとなっている。

ク 環境保全型農業直接支払交付金の推進

自然環境保全に資する農業の生産方式の導入を図るための九州における平成28年度末現在の取組状況は、管内150の市町村で、516の農業者団体等がカバークロープ等の地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組んでおり、取組面積は7,820haとなっている。

このうち、地域特認取組（IPM、冬期湛水管理等）の取組面積は2,172haとなっている。

ケ 鳥獣被害防止の取組

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を作成した市町村は、平成28年10月末現在で224市町村となった。

また、被害防止対策を地域ぐるみでより効果的かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という）の設置を推進した結果、28年10月末で管内全市町村の約9割にあたる211市町村で実施隊が設置された。

さらに、九州地域の関係機関で構成される九州地域野生鳥獣対策連絡協議会を開催し、野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効果的な防除のあり方等を

検討するとともに、「鳥獣被害の現状と対策について」を作成し、Webサイトに掲載して、各地域での被害防止活動の推進及び有害鳥獣の食肉利用（ジビエ）の普及を図った。

ソ 農山漁村活性化の取組

九州では、平成27年度までに7県143市町村で農山漁村活性化法に基づく活性化計画が策定されており、28年度は新規に4件が策定され、継続分と合わせた49の取組について、生産基盤及び施設の整備、定住環境の整備、地域間交流の促進等の支援を行った。

都市と農山漁村の共生・対流については、管内36地域でグリーン・ツーリズム等、豊かな地域資源を活かした集落ぐるみの取組を支援した。

タ バイオマス利活用の推進

バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市構想については、28年度中に管内で4地区がバイオマス産業都市に選定された。福岡県糸島市は家畜排せつ物等の資源を活かしたバイオマス産業を創出し、農山漁村の活性化、環境の整備・保全を進め、豊かで持続可能なまちの発展、大分県国東市は豊かな地域資源を活用した自立分散型エネルギーシステムの構築により、持続可能な地域経済・社会の実現を目指し、世界農業遺産の里にふさわしい資源循環型都市の実現、鹿児島県薩摩川内市はバイオマス資源を活用して付加価値の高い産業の育成と雇用創出を図り、竹林保全や温暖化対策としての低炭素社会の実現、鹿児島県長島町は豊富に存在している家畜排せつ物をはじめとするバイオマス資源を活用し、事業化をすることで地域波及効果を目指すことを目標にそれぞれ構想を掲げ取組を推進している。

(5) 関係機関との連携強化

ア 連携による農業の高付加価値化の推進

(7) 農商工連携

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した農商工連携により、相互の経営資源を有効活用した新商品・新サービスの開発、販路拡大等の取組を支援しており、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画について、平成28年度においては3件（累計76件）を認定した。

(4) 輸出促進に向けた連携

管内の輸出促進に向けた取組を推進するため、各省庁地方支分部局や各県輸出促進協議会等で構成する九州農林水産物等輸出促進ネットワークを通じて、県域を越えた広域連携等のための情報の共有を図っている。

平成27年7月には輸出戦略実行委員会九州ブロック意見交換を、10月には九州農林水産物等輸出促進ネットワーク総会、平成28年3月には農林水産物・食品輸出促進セミナーを開催した。

また、九州経済産業局等とともに設立した九州農業成長産業化連携協議会の活動に一体となって取組み、平成28年11月にジェトロ主催による「日本産農水産物・食品輸出商談会inバンコク」に参加した。

イ 食品表示に係る関係機関との連携

不適正表示に関する監視を強化するため、県単位に、県、警察等関係機関と農政局又は各県域拠点との間で食品表示監視協議会を平成28年5月から12月の間に開催し、不適正な食品表示情報が寄せられた場合に、迅速に対応できるよう関係機関で情報共有と意見交換を行った。

ウ 鳥獣被害防止に関わる連携

九州地域では、九州森林管理局、九州地方環境事務所及び管内各県と、九州地域野生鳥獣対策連絡協議会を設置している。ここでは、国有林や国立公園等に隣接する地域の野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効率的な防除の在り方を定期的に検討している。

また、「鳥獣被害の現状と対策について（九州農政局版）」を作成し、管内の取組事例等を掲載することにより、各地域での被害防止活動の推進を図っている。

(6) 広報活動

管内の食料・農業・農村の動向に関する情報や、農政の普及・浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、局Webサイト、プレスリリース等を通じて、農業・農村に関する情報の迅速・正確かつ分かりやすい発信に努めた。

またメールマガジン「アグリ・インフォ九州」の配信を行った（平成29年3月末現在6,834人に配信）。

さらに、様々な食育に取り組む関係者に対しメールマガジン「しまかぜ」を発行し食育活動の参考となる情報提供を行った。

農政局に設置している「消費者の部屋」において、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行った。国の行政機関のPRを目的とした、消費者の部屋特別イベント「しっとつと？ 国のお仕事～夏休み見学デー～」を平成28年8月に開催し、米粉を使った親子料理体験、野菜・果物の糖度測定、水路の生き物の展示、農業環境を学ぶ水質調査等を行い、多くの子供たちに体験の場を提供した。

また、食をめぐる様々な質問・要望等に応えるために設けている消費者相談窓口には45件の相談が寄せられた。そのほかに、各地で行われる様々なイベント等で「移動消費者の部屋」を8会場で開設した。

8 北海道農政事務所

(1) 台風等災害による農業被害の概要

平成28年8月16日から31日にかけて、台風第7号、第11号、第9号、第10号が相次いで北海道に上陸・接近し、6名の人的被害を含め、住居、ライフライン及び農地・農作物等への甚大な被害が発生しました。

記録的な大雨と暴風により、常呂川（北見市）、石狩川（深川市、旭川市）、空知川（南富良野町）及び芽室川（芽室町、清水町）等で河川決壊・氾濫が起これ、道内全域で農業関係被害（農地・農業用施設、共同利用施設等及び農作物）が発生し、被害額は542億9,300万円に達しました。

農地・農業用施設の被害額は220億1,200万円となり、その内訳は、土砂堆積や耕土流出による農地の損壊等が167億7,400万円、水路の埋塞、頭首工、水路及び農道の損傷による農業用施設の損壊等が52億3,700万円となりました。

共同利用施設等の被害は、ポテトチップス工場、穀類乾燥調製施設、にんじん選果施設及び野菜予冷施設の浸水による機器等の損壊、共同放牧施設内の水源施設の損壊等が30億500万円となりました。

農産物関係の被害額は292億7,600万円となり、水稻、ばれいしょ及びたまねぎ等の浸水・冠水、スイートコーン、青刈りとうもろこし等の倒伏等による被害額が262億6,900万円、農業用ハウス等の損壊が23億4,600万円、畜舎・納屋等の損壊が5億5,300万円、牛、豚及びブロイラーの斃死が7,500万円、生乳の廃棄が3,300万円となりました。

北海道農政事務所では、農業関係被害の情報を収集し、状況に応じた対策を講じるため、8月22日に「北海道農政事務所災害対策本部」を設置し、道内6箇所ある地域拠点を中心に、情報収集や現地確認体制を強化し、中でも甚大な被害を受けた旭川、帯広及び北見地域拠点に、地域拠点災害対策本部を設置し、関係機関や関係団体等と密接な情報共有を図り、関係者一丸となって、復旧に向けた課題・要望を把握するなど、現場に寄り添った対応を行いました。

道内の延べ44件の事業実施主体に対して台風対応産地緊急支援事業の交付を決定し、また、営農再開が円滑にできるよう、土づくり支援、栽培環境整備支援、

資材の共同調達支援、集出荷機能等の強化を図り経営再開に向けた取組みを進めています。

(2) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成28年度の北海道内の経済情勢は、台風等の被害による影響がある中、観光関連需要の好調さに加え、公共投資や住宅投資など道内需要の伸びもあり、全体としては堅調に推移してきている。

道内経済のけん引役である観光産業では、北海道新幹線の開業や新千歳空港の国際線増便などを受けて、邦人・外国人観光客ともに増加し、宿泊や空港関連施設整備の投資増加に繋がっており、さらに平成27年度補正予算の多くが年度をまたいで執行され、災害復旧工事の本格化などを受けて、公共投資が景気の下支えとなっている。平成28年度の実質道内経済成長率は0.8%と、2年連続のプラス成長となった。

イ 農業産出額

平成28年の北海道の農業産出額は1兆2,115億円で、前年に比べて263億円（2.2%）増加した。

これは、乳用牛、肉用牛及びいも類の産出額が価格の上昇により増加したためである。

この結果、平成28年の全国の農業産出額（都道府県別の合計）に占める北海道の割合は13.0%となった。

ウ 農業経営

平成28年の北海道内における水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は1,737万5千円で、前年に比べて5.0%増加した。

これは、平成28年産米の価格上昇により稲作収入が増加したためである。

一方、農業経営費は1,135万7千円で、前年に比べて7.8%増加した。

この結果、農業所得は601万8千円となり、前年に比べて0.1%増加した。

畑作経営の1経営体当たり農業粗収益は3,263万3千円で、前年に比べて7.1%減少した。

これは、豆類、麦類及びてんさいの収入が減少したためである。

一方、農業経営費は2,322万2千円で、前年に比べて1.8%減少した。

この結果、農業所得は941万1千円となり、前年に比べて18.0%減少した。

酪農経営の1経営体当たり農業粗収益は8,285万1千円で、前年に比べて9.1%増加した。

これは、自家生産乳牛及び生乳価格が上昇したためである。

一方、農業経営費は6,115万2千円で、前年に比べて2.3%増加した。

この結果、農業所得は2,169万9千円となり、前年に比べて34.5%増加した。

(3) 農業生産の動向

ア 水稻

平成28年産水稻の作付面積は10万5,000haで、前年産に比べて2,800ha (2.6%) 減少した。10a当たり収量は551kg、作況指数は102となった。これは、6月は日照不足で経過したものの、7月は天候が回復し全もみ数は平年並みとなり、8月以降はおおむね高温で経過し登熟がおおむね良好に推移したことによる。

この結果、収穫量は57万8,600tとなり、前年産に比べて2万4,000t (4.0%) 減少した。

イ 小麦

平成28年産小麦の作付面積は12万2,900haで、前年産に比べて300ha (0.2%) 増加した。10a当たり収量は427kgで、出穂期以降の天候不順により登熟が抑制されたこと等から、過去最高の作柄であった前年産に比べて169kg (28.4%) 減少した。

この結果、収穫量は52万4,300tとなり、前年産に比べて20万6,700t (28.3%) 減少した。

ウ 大豆

平成28年産大豆の作付面積は4万200haで、前年産に比べて6,300ha (18.6%) 増加した。10a当たり収量は210kgで、天候不順の影響により生育が抑制されたこと等から、前年産に比べて43kg (17.0%) 減少した。

この結果、収穫量は8万4,400tとなり、前年産に比べて1,500t (1.7%) 減少した。

エ 小豆

平成28年産小豆の作付面積は1万6,200haで、前年産に比べて5,700ha (26.0%) 減少した。10a当たり収量は167kgで、天候不順による影響と台風等の被害により生育が抑制されたことに加え、被害粒が多く発生したことから、前年産に比べて105kg (38.6%) 減少した。

この結果、収穫量は2万7,100tとなり、前年産に比べて3万2,400t (54.5%) 減少した。

オ いんげん

平成28年産いんげんの作付面積は7,940haで、前年産に比べて1,610ha (16.9%) 減少した。10a当たり収量は69kgで、天候不順による影響と台風等の被害により生育が抑制されたことに加え、着色不良等の被害粒が多く発生したことから、前年産に比べて191kg (73.5%) 減少した。

この結果、収穫量は5,480tとなり、前年産に比べて1万9,320t (77.9%) 減少した。

カ そば

平成28年産そばの作付面積は2万1,500haで、前年産に比べて700ha (3.4%) 増加した。10a当たり収量は56kgで、多雨による発芽不良等のほか、台風による倒伏被害が発生したため、前年産に比べて21kg (27.3%) 減少した。

この結果、収穫量は1万2,100tとなり、前年産に比べて3,900t (24.4%) 減少した。

キ てんさい

平成28年産てんさいの作付面積は5万9,700haで、前年産に比べて900ha (1.5%) 増加した。10a当たり収量は5,340kgで、生育期間における低温、寡照及び多雨の影響により湿害等の被害が発生したため、前年産に比べて1,340kg (20.1%) 減少した。

この結果、収穫量は318万9,000tとなり、前年産に比べて73万6,000t (18.8%) 減少した。また、平均糖分(北海道庁調べ)は前年産に比べて1.1ポイント低下し、16.3%となった。

ク ばれいしょ

平成28年産ばれいしょの作付面積は5万1,200haで、前年産に比べて200ha (0.4%) 増加した。10a当たり収量は3,350kgで、6月の日照不足の影響によりいもの肥大が進まなかったことに加えて、8月の台風に伴う大雨等により浸水・冠水等の被害が発生したため、前年産に比べて390kg (10.4%) 減少した。

この結果、収穫量は171万5,000tとなり、前年産に比べて19万2,000t (10.1%) 減少した。

ケ 畜産

(ア) 乳用牛

平成29年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は6,310戸で、前年に比べて180戸 (2.8%)、飼養頭数は77万9,400頭で、前年に比べて6,300頭 (0.8%) それぞれ減少した。

1戸当たりの経産牛頭数は前年並みの73頭となった。平成28年の生乳生産量は392万2,685tで、前年に比べて5万1,366t (1.3%) 増加した。これは、全国の生乳生産量の53.1%を占めている。

(イ) 肉用牛

平成29年2月1日現在の肉用牛の飼養戸数は2,610戸で、前年に比べて10戸 (0.4%) 減少したものの、飼養頭数は51万6,500頭で、前年に比べて4,000頭 (0.8%) それぞれ増加した。この結果、1戸当たりの飼養頭数は198頭となった。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上と食料の安定供給

(7) 食料自給率の現状

北海道の食料自給率は、カロリーベースで平成26年度から14%増の221%、生産額ベースで平成26年度から4%増の212%であった。

(1) 食育の推進と国産農産物の消費拡大

食育の推進に向けて、食育に関するイベントへの出展や夏休み子ども見学デーの開催、パネル展示等を実施した。また、地域における日本型食生活等の普及促進、農林漁業者等による生産の場における食育活動等について、地域が自主性・独立性を発揮しながら食育を推進するよう、地方公共団体や食育関係団体等への支援や日本型食生活の普及・啓発を行った。

北海道において、食育基本法に基づく地域の特性を活かした食育推進計画を策定している市町村は、179市町村のうち約47%に当たる84市町村(平成29年3月末現在)となった。

食料自給率向上には国産農産物の消費拡大が必要なことから、米の消費拡大の一環として、北海道内の食品加工業者、関係団体等が参加して設立された「北海道米粉食品普及推進協議会」と連携し、米粉食品の普及・啓発に取り組んだ。

また、「平成28年度地産地消優良活動表彰」及び「第9回地産地消給食等メニューコンテスト」に北海道内から応募のあった優れた取組に対し、北海道農政事務所長賞を授与した。

(9) 食の安全と消費者の信頼確保

安全性の向上に向けた取組として、農業生産工程管理(GAP)の普及推進をはじめ、農薬の適正使用の推進、飼料の安全確保のための調査点検等を実施した。

また、家畜防疫体制の整備をはかるとともに、家畜防疫業務に携わる者を対象にしたセミナーを開催し、防疫体制の強化に向けた普及啓発の取組を行った。

消費者の信頼確保に向けた取組としては、牛トレーサビリティ制度の信頼確保のため、生産段階、流通段階において立入検査等を実施した。また、小売店等で販売されている牛肉の一部を検査機関に送り、と畜直後の枝肉から採取したサンプルとDNA照合による鑑定を行った。

米トレーサビリティ法制度の普及啓発のため、関係者に対する説明会等により制度内容の周知を行うとともに、同法に基づく取引記録の作成・保存及び産地情報の伝達が適正に行われているか確

認するため、米飯を提供する外食事業者等に対して、巡回立入検査を実施した。

さらに、米穀の出荷販売事業者に対して、新規需要米(米粉用米、飼料用米等)、加工用米等の米が定められた用途に使われているか巡回立入検査を実施した。

食品表示の適正化については、調査や普及啓発を行うとともに、「食品表示110番」において、食品の不適正な表示等に関する情報を受け付けた。

また、安全な食品の供給に加え、消費者に食品安全に関する知識と理解を深めていただくため、道内で「消費者セミナー」を計7回開催した。

また、庁舎内の消費者コーナー、道内各地で消費者団体等が行うイベントにおいて、日本型食生活の普及・啓発及び農林水産行政の理解増進に向けた情報発信を行った。

(エ) 6次産業化の推進に向けた取組

北海道における平成27年度の6次産業化の取組状況は、事業体数は3,440件、年間販売金額は1,506億円となっているが、全国に占める北海道の農業産出額の割合(13%)と比較すると、北海道が全国に占める6次産業化の年間販売金額の割合は(8%)と低い状況になっている。このことは、北海道が6次産業化を更に拡大できる大きな可能性を秘めていることを示唆していると言える。

また、北海道では訪日外国人を含めた旅行者が増加していることから、この機会を捉え、北海道の魅力ある農林水産物と農山漁村の景観等を活かした、農産物直売所、農家レストラン、農家民宿、観光農園などの事業が拡大し、農林漁業者の所得向上につながることを期待される。

北海道農政事務所では、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定(平成28年度5件)を行うとともに、相談窓口の設置等により、6次産業化を推進した。

また、農林水産省本省、道内関係機関・団体等と連携して、セミナー、説明会、研修会を開催するなど、様々な機会を通じて6次産業化関連施策の周知を行った。

(カ) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組

北海道における農林水産物・食品の輸出額は、平成27年まで4年連続で伸びていたが、平成28年は北海道の輸出額の約8割を占める水産物の中でも特に主要品目であるホタテ貝の減算などの影響で、前年に比べて84億円(対前年比▲10.1%)減少し739億円となった。

北海道における農林水産物・食品の一層の輸出

拡大を図るため、農林水産省が事務局を務める「農林水産物等輸出促進全国協議会」（平成17年4月設立）の地方ブロック機関として、平成28年1月に「北海道地域農林水産物等輸出促進協議会」を設置した。本協議会には、農林水産・食品産業等に関する機関及び団体や地方公共団体、地方支分部局等22団体が構成員となっており、第2回目を9月、第3回目を2月に開催した。第2回目からは北海道経済部が事務局である「道産食品輸出拡大戦略推進協議会」と合同で開催し、北海道地域における輸出拡大に向けての情報共有及び意見交換を行った。

平成28年5月19日に農林水産業・地域の活力創造本部において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」を、多くの農林漁業者や食品事業者、輸出関係事業者に活用して輸出拡大に取り組んでいただくため、6月に札幌市、7月に帯広市、旭川市で説明会を開催した。

農林水産省では平成28年度から輸出に取り組む優良事業者表彰を行うこととなり、併せて、北海道内から応募のあった中から優れた取り組みに対し、北海道農政事務所長賞を授与した。

イ 農業の持続的発展に向けた取組

(7) 人・農地プランの作成・見直し状況

平成29年3月末現在、全179市町村のうち168市町村が人・農地プランを作成予定であり、既に作成済みの市町村は、167市町村（714地域）となっており、うち127市町村（533地域）が28年度内に見直しを行っている。

(4) 農業経営の法人化の状況

農業従事者の高齢化や離農の増加といった課題を克服し、農業を発展させていくためには、経営管理の高度化、対外信用力の向上、有能な人材の確保、農業従事者の福利厚生の実施及び経営継承の円滑化等の面でメリットのある農業経営の法人化を推進することが重要であることから、北海道においては、平成27年12月に、道内関係機関が連携して法人化を支援していくことを目的とした「北海道農業法人支援連絡会議」を設立し、法人化推進体制を強化している。

また、各地域段階における農業法人等の育成・指導に当たる市町村、農業委員会、農業協同組合の担当職員を対象とした「平成28年度農業法人担当者講習会」を関係機関と共催した。

なお、道内における法人経営体数は1,528法人であり、農業経営体に占める法人経営体の割合は約3.8%となっている。（2015年農林業センサス）

(ウ) 新規就農者の状況

道内の新規就農者（自営）は、平成28年は566人であり、内訳は、新規学卒就農者が181人、Uターン就農者が268人、新規参入者が117人となっている。

また、青年就農給付金については、準備型が225人、経営開始型が829人に対して給付された。

(エ) 担い手への農地集積の状況

農家戸数が減少する中、販売農家の平均経営耕地面積は年々増加しており、平成28年は24.3haとなった。

なお、北海道においては、公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理機構に指定されており、平成26年度における農地中間管理事業による機構の転貸面積は、3,426haであったが、平成27年度は9,475haと実績を伸ばした。

(オ) 経営所得安定対策

平成28年度における経営所得安定対策の加入申請件数は、畑作物の直接支払交付金については1万7,105件、米の直接支払交付金については1万2,366件、水田活用の直接支払交付金については2万0028件であった。

(カ) 需要構造等の変化に対応した取組

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年11月本部決定）において生産調整を含む米政策が見直されることから、北海道においては、生産者や集荷業者が経営判断や販売戦略に基づき、主食用米に限らず、どの作物をどれだけ生産・販売するかを主体的に判断する意識が着実に浸透していくよう、きめ細かい情報提供を行うとともに、米政策についてあらゆる機会を通じて現場への説明を実施した。

平成28年産米の需給調整の取組については、生産現場において需要に応じた生産が適切に実行され、主食用以外の作物にも引き続き取組まれたことから、生産数量目標に対して1,434ha下回り、99,000haの作付面積となった。

青果物については、青果物流通システム高度化事業による他県産と連携した低コスト輸送の実証の取組に対して支援を行った。

水田・畑作・野菜・果樹等全ての農作物を対象（特用林産物は支援対象外。）として、産地で創意工夫し、地域の強みを活かした地域の関係者が一丸となって、産地としての高収益化に向けた取組に対して、「産地パワーアップ事業」により施設の整備や、農業機械のリースなど総合的に支援した。

酪農、畜産については、草地の生産性向上、家畜改良、環境負荷の軽減などの取組への支援を行うとともに、地域における生産基盤を強化するため、関係者が連携・協力して酪農及び肉用牛生産を振興し、地域全体で畜産の収益性を向上させる「畜産クラスター」の推進を行った。

また、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づく取組の一環として、八雲町内で「肉用牛（肉専用種）放牧技術研修会」を開催し、肉用牛の放牧の実施に必要な知識・技術の普及を行った。

ウ 農村振興に向けた取組

(ア) 環境保全型農業直接支払対策

北海道と連携し、農業者の組織する団体等に対して、環境保全型農業直接支払制度の周知を行い、加入促進を図った。

平成28年度は89市町村の農業者等の組織する団体等から127件の申請があり、取組面積は1万4,882ha（全国8万4,566haの約18%）となった。

(イ) 再生可能エネルギー利用の推進

北海道における再生可能エネルギー電気の割合は、平成28年度時点で25.6%（水力発電除く再生可能エネルギー電気の割合は8.1%）と、豊富な再生可能エネルギーを背景に全国平均より高い値となっている。また、北海道には多様な再生可能エネルギーの賦存量が見込まれることから、その資源を有効に活用することが期待されている。

北海道の再生可能エネルギーの固定買取価格制度における認定設備件数は、平成29年3月末現在で、約3万6,100件となっており、特に、家畜ふん尿などを利用したメタンガス発酵施設の認定件数は、全国257施設のうち北海道が78施設と、全国シェアの30%（全国1位）を占めている。

また、メガソーラーについても、北海道は全国シェアの4.5%（全国5位）を占めるなど国内有数の再生可能エネルギー発電の供給地域となっており、こうした資源の利用により、農山漁村での新たな雇用の創出や所得増加、ひいては農山漁村の活性化が期待されている。

北海道農政事務所では、農山漁村再生可能エネルギー法の施行に合わせて、同法に基づく基本計画の作成に向け道内関係者への周知を行っており、この結果、平成29年3月末現在、道内3か所で基本計画を作成しているほか、数か所で基本計画の作成に向けた調整が進められている。

(5) 関係機関との連携強化

北海道開発局及び北海道森林管理局と相互に関連す

る施策について、情報を共有し、地域の視点に立って幅広く検討、調整し連携協力することにより、施策の効果を高めるため、北海道農林連絡会議を開催した。

食品表示の監視・指導等においては、北海道関係部局、保健所、警察等の食品関係行政機関との連携強化を図るため、「北海道食の安全及び食品表示監視等に関する協議会」を毎月1回定期的に開催した。また、道内11地域においても、四半期に1回、地区協議会を開催した。

(6) 広報活動

北海道内の農業動向、農業施策等の普及浸透を図るため、「北海道食料・農業情勢報告」や各種統計資料の公表、基幹産業である農林水産業に関する体験や食育を通して、親子のふれあいを深めてもらうことを目的にした「わくわく夏休み子ども見学デー」を開催し幅広い年齢層に向けた広報活動を行うとともに、Webサイト、メールマガジン等による情報発信など、多様な広報活動を行った。

また、報道関係者等に対して、プレスリリース（54回）を行い、迅速な情報提供を実施した。